平成２９年（フ）第１８６号
愛知県豊田市井上町２丁目９番地２　ステップⅡ　303号
債務者　吉村　　誠（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
愛知県岡崎市中島町字戸井６番地１　メゾン戸井　103
債務者　佐田　尚司
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８６３号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目３番６―301号
債務者　松下　　勲
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９９９号
大阪府豊中市新千里西町２丁目24番２―907号、前住所大阪府箕面市西小路１丁目２番23号
債務者　是松　邦彦
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０２５号
大阪市淀川区新高１丁目13番40―705号
債務者　児玉　晴美
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０６１号
大阪市港区築港２丁目４番１―106号
債務者　佐々木　巧
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２５２号
大阪市大正区千島２丁目４番２―809号
債務者　上田　博章
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４２９号
大阪市平野区平野北１丁目４番29―307号、前住所大阪市平野区平野宮町１丁目４番６―802号
債務者　脇坂　昌子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５０１号
大阪市大正区三軒家東６丁目19番７号
債務者　門田恵美子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１９号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目６番３号　アーバンハイツⅡ　208号、前住所大阪府東大阪市御厨東１丁目６番35号
債務者　黒川　伸征
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５２２号
大阪府寝屋川市香里南之町26番13―605号
債務者　福山　克巳
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５３５号
大阪市東淀川区西淡路２丁目14番４号　フレンズ東淀川　201号
債務者　田中　章雄
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５５１号
大阪府豊中市日出町２丁目１番26―205号
債務者　小佐田冨喜重
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６３８号
大阪市淀川区加島３丁目１番33号　広美ハイツ　102号
債務者　横山　豊一
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６７７号
大阪市福島区福島４丁目２番73―503号
債務者　菅原　智美
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６９５号
大阪府高槻市深沢町２丁目２番８―908号
債務者　福富　有紀
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７１８号
大阪市平野区瓜破西２丁目７番23号、前住所大阪市平野区瓜破７丁目５番３号
債務者　岩木　勝彦
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部